

10月10日

南魚沼市 コシヒカリの日

「南魚沼市コシヒカリの普及促進に関する条例」を制定

南魚沼産コシヒカリの更なる普及促進を目指し、平成25年9月南魚沼市議会定例会において議員発議による条例が制定されました。普及促進に向けた取り組みを、市民、関係事業者及び市が一体となって推進することで、南魚沼市の宝であるブランド米「南魚沼産コシヒカリ」の高品質の保持と消費拡大を図っていきます。この条例には拘束力はありませんが、それぞれの役割、協力が明記されています。



《それぞれの役割》

市：普及促進の措置を講じ、教育現場等の給食に南魚沼産コシヒカリ及びその加工品を用いるよう努めます

生産者：生産者は高い品質の確保、生産技術の向上、良好な圃場環境の保全に努めます

関係事業者：普及促進に関し主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者等と相互協力に努めます

市民：普及促進の取り組みに協力するとともに、家庭において栄養バランスに優れた食生活を心がけ、子どもたちの体力・知力・学力の向上を図るべく南魚沼産コシヒカリの消費に取組み、特に朝食には南魚沼産コシヒカリ又はその加工品を用いるよう努めます

le



新潟県 南魚沼市議会

南魚沼市産業振興部農林課

☎025-773-6650

☎025-773-6663